令和5年8月農業委員会議事録

開催日時:令和5年8月10日(木) 午前9時00分

開 催 場 所:嘉島町役場 2階大会議室

農業委員出席者:下田司、髙木勝美、山内秀一、森田義美、友田廣、岩永俊夫、村上卓也、 榮恵、松永雄治、福永哲夫、齊藤進、西岡千秋、松本誠一、松本一幸、 中津芳春、吉田三十志

農業委員欠席者: 藤瀬信行

事務局出席者:永田智紀、河原正弘、前田萌香

1. 開 会:永田事務局長

2. 会長挨拶:下田会長

3. 議事録署名人指名:下田議長

議事録署名人として、山内委員、森田委員を指名する。

4. 議 事

- (1) 報告第 13 号 農地法第3条の届出について
- (2)報告第 14 号 農地法第5条の届出について
- (3) 議案第 18 号 農用地利用集積計画承認申請について
- (4) 議案第 19 号 農用地利用集積等促進計画(配分)の再配分について
- (5) 議案第 20 号 秋の農作業基準賃金の設定について
- 5. その他
- 6. 閉 会

○報告第13号 農地法第3条の規定による届出について

(議 長) それでは議事に入らせていただきます。 報告第13号農地法第3条の規定による届出が2件ございます。事務局より 説明をお願いいたします。

(事務局)はい。資料は1ページになります。申請番号1番になります。所在は北甘木 地区になります。地目については田2筆、畑2筆の合計4筆、合計面積が3, 777㎡となっております。所有者及び届出人については記載の通りです。 申請の事由は相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望は ございません。

事務局からは以上でございます。

(議 長) ただいま事務局より説明がありました2件は、相続による所有権の移転となっておりますので、報告のみで終わらせていただきます。

○報告第14号 農地法第5条の規定による届出について

- (議 長) 続きまして、報告第14号農地法第5条の規定による届出が1件ございます。 事務局より説明をお願いいたします。
- (事務局)はい。農地法第5条の報告になります。資料は3ページになります。

申請番号1番です。所有権移転の案件になっております。所在が北甘木地区になります。農振地域外の畑が1筆、面積が59㎡となっております。譲渡人と譲受人については記載の通りです。転用事由については個人住宅建築となっております。

4ページ及び5ページに位置図を載せております。「ゆうすいの杜」の案件になります。事務局からは以上でございます。

(議 長) ただいま事務局より報告がありました件は、市街化区域の転用になりますので、報告のみで終わらせていただきます。

○議案第18号 農用地利用集積計画承認申請について

(議 長) 続きまして、議案第18号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農 地利用の集積計画の承認申請が6件ございます。 このうち、森田委員の案件が1件ございます。先に森田委員の案件を審議しますので、森田委員の退席をお願いします。

(森田委員退室)

それでは事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)はい。資料9ページの申請番号6番になります。所在は上六嘉地区。 農振農用地内の田が1筆。面積が1,317㎡となっております。貸付人と 借受人は記載のとおりとなっております。利用目的については使用貸借権の 新規契約となっております。借賃については記載のとおり。期間は令和5年 9月1日から令和15年8月31日となっております。 事務局からの説明は以上でございます。

(議 長) ただいま事務局より説明がございましたが、ご意見、ご質問はございません でしょうか。

無ければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました本案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

- (委員)(委員全員挙手)
- (議 長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で本案件を承認・可決といた します。森田委員の入室を許可します。

(森田委員入室)

(議 長) 森田委員の案件は承認されましたので、報告いたします。

(森田委員) どうもありがとうございました。

(議 長) それでは残り5件を一括して、審議・議決を行いますので、よろしくお願い します。

事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)はい。資料は6ページの申請番号1番からになります。所在は上仲間地区。 農振農用地内の田が1筆で面積が1,564㎡となっております。売渡人と買 受人は記載のとおりとなっております。また目的は売買、売買価格等について は記載のとおりとなっております。 続きまして、申請番号 2 番になります。所在は下六嘉地区。農振農用地内の田が 1 筆で面積が 9 3 4 m^2 となっております。売渡人と買受人は記載のとおりとなっております。目的は売買、売買価格等については記載のとおりとなっております。

続きまして、資料 7ページの申請番号 3番になります。所在は下六嘉地区。 農振農用地内の田が 1 筆で面積が 3 2 9 ㎡となっております。売渡人と買受 人は記載のとおりとなっております。目的は売買、売買価格等については記 載のとおりとなっております。

続きまして、資料8ページの申請番号4番になります。所在は上仲間地区。 農振農用地内の田が2筆で合計面積が2,152㎡となっております。貸付人と借受人は記載のとおりとなっております。利用目的については使用貸借権の新規契約となっております。借賃については記載のとおり。期間は令和5年9月1日から令和10年8月31日となっております。

続きまして、申請番号 5 番になります。所在は上六嘉地区。農振農用地内の田が 4 筆で合計面積が 1, 0 4 7 m となっております。貸付人と借受人は記載のとおりとなっております。

利用目的については使用貸借権の新規契約となっております。借賃については記載のとおり。期間は令和5年9月1日から令和15年8月31日となっております。

事務局からの説明は以上でございます。

(議 長) ただいま事務局より説明がございましたが、ご意見、ご質問はございません でしょうか。

> 無ければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました5件の案件 につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

- (委員)(委員全員挙手)
- (議 長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で5件を承認・可決といたします。

○議案第19号 農用地利用集積等促進計画(配分)の再配分について

(議 長) 続きまして、議案第19号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第 3項の規定による農用地利用集積等促進計画(配分)の再配分が1件ござい ます。事務局より説明をお願いします。

(事務局)はい。資料は10ページからになります。農用地利用集積等促進計画(配分)

の再配分について、令和 5 年 4 月 1 日の法改正により農業委員会の意見を聴収することになりました。 1 1 ページから配分の再配分内容となっております。

所在は上六嘉地区の田が1筆で面積が743㎡となっております。賃借権の 設定等を受ける者、行う者につきましては記載の通りとなっております。目 的は賃借権の再配分、借賃については記載のとおり。期間は令和5年10月 1日から令和8年2月28日となっております。賃借権の再配分を受ける者 は農地所有適格法人に該当しますので、権利設定等を受ける者が耕作の事業 に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる という要件を満たしているものと思われます。事務局からの説明は以上でご ざいます。

(議 長) ただいま事務局より説明がございましたが、ご意見、ご質問はございません でしょうか。

> 無ければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました案件につきまして、 賛成の方は挙手をお願いします。

- (委員)(委員全員挙手)
- (議 長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決といたします。

○議案第20号 秋の農作業基準賃金の設定について

(議 長) 続きまして、議案第20号令和5年度秋の農作業基準賃金の設定について審 議をお願いいたします。

事務局の説明をお願いいたします。

(事務局)はい。資料は12ページになります。例年の恒例になりますけれども、令和5年度の秋の農作業基準賃金を設定するにあたって、委員の皆様のご意見をお願いしたいと思います。資料13ページの左側に令和4年度秋の農作業基準賃金を参考で載せております。令和5年度の農作業基準賃金について、ご意見を頂ければと思っております。これは各地域で設定した基準金額とは違うもので、対町民から問い合わせがあったときのための目安になる賃金についてホームページ等で公表するものです。

これについて、ご意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

- (委員) ここ最近、燃料費の高騰が続いていることから、賃金を1千円程度上乗せした方がいいのではないか。
- (議 長)全ての作業に1千円程度上乗せしてしまうと、例えば大豆脱粒機の作業賃金が1千円から2千円へと大幅に上がってしまいますので、賃金の低いものについては5百円の上乗せとしたらいかがでしょうか。 また、この基準賃金については、あくまで目安ですので、この金額を基に各自交渉していただければと思います。
- (委員) はい。
- (議 長) それでは各農作業基準賃金ですが、稲コンバイン刈りのカッター付きは12,000円、結束機付きが13,000円、刈り取りのみが9,000円、籾 乾燥が11,000円、大豆脱粒機が1,500円、籾運搬が2,500円、 耕起が6,000円、麦播種が5,000円、麦除草剤散布が2,000円、 ロールベーラのロールが2,500円、ラップが1,500円で決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。
- (委員) はい。
- (議長) それでは、この金額で設定させていただきます。

本日の案件は全て終了いたしました。ありがとうございました。 続きまして、その他となっております。皆様方から何かございませんでしょ うか。ないようでしたら、事務局から何か。

(議 長)次回の農業委員会は9月11日月曜の9時00分からを予定したいと思います。

他になければ、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会いたします。お 疲れ様でした。 前記のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

令和5年8月10日

会長 下田 司

委員 山 内 秀 一

委員 森田義美